

平成27年 8 月25日

第78回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第78回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年8月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第5号
会議年月日 平成27年8月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第78回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 ただいまより第78回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。 先唱を22番、新田佐悦委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は30名であります。定足数に達しておりますので直ちに第78回遠野市農業委員会総会を開会します。 21番佐藤芳夫委員からは遅刻する旨の届け出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程に先立ちまして、事務事業経過報告を報告いたします。事務報告の中で、私が出席したところの部分で、8月4日第2回上閉伊地方農業委員会連絡協議会が釜石市で行われ、私と職務代理者と事務局次長が出席しております。これについては、今年度に行わる県への要望の取りまとめを釜石・遠野・大槌の上閉伊地区で行っております。その他については事務局長をもって報告いたさせます。</p>
事務局 長	<p>それでは事務事業経過報告をいたします。お手元の事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。先ほど冒頭に会長からご挨拶がございました。7月27日には、農業委員会全員協議会を開きまして、一連の農業者年金事務処理遅延につきまして、委員さん方から厳しいご意見等をいただいたところがございます。7月28日議員全員協議会が開催されまして、報告をいたしましたところがございます。会長からのご挨拶にもございましたとおり、職員の資質・管理体制の甘さについては私事務局長の管理不行き届きでありまして、今後の防止策について厳しい弁を多数いただいたところがございます。7月31日～8月6日までにつきましては、事務遅延に係る受給者への謝罪を会長・職務代理者と共に1件1件回ってきたところがございます。ここでも非常に厳しいご意見・お話をいただいたところがございます。そして、8月8日でございます。農地移動適正化あっせん委員会を開催してございます。阿部正嗣委員・綱木秀治委員にあっせん委員としてご足労いただきまして、開催をしたところがございます。8月17日、農地転用等現地調査を行っております。本日の総会案件について調査をしたところがございます。8月21日につきましては、運営委員会を開催しております。そして本日、第78回総会という経過でございます。</p> <p>明日以降の主な行事予定でございます。8月27日～28日、1泊2日の日程で農業委員県外研修が開催されます。初日に東北・北海道農業活性化フォーラムに参加いたしまして、次の日に青森県庁・黒石市農業委員会を視察する予定でございます。8月25日には戦没者追悼式がございます。そして31日には、未来づくりカレッジ記念フォーラムということで開催されますが、いずれも会長が出席ということになってございます。9月1日～11日の間に市内11箇所農地パトロールを実施いたします。委員の皆様も大変お忙しい中とは存じますが、各地区のパトロールをよろしくお願ひしたいと思います。9月10日は農地法の申請締め切りとなっておりますし、9月4日～17日は遠野市議会9月定例会が開催予定でございます。9月17日は農地転用等現地確認調査でございます。24日は第6回運営委員会、25日に第79回総会、併せまして第1回農業者年金加入推進委員会、そして研修会を予定してございます。9月29日には岩手県女性農業委員ポラーノの会遠野地区の懇談会を総合食育センターで女性農業委員を中心に開催する予定です。30日には北上市でブロック研修会がございますし、10月1日は市政施行10周年記念式典をみやもりホールで開催する予定となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務事業報告については以上で終わります。</p>

30番委員	はい、議長。30番佐々木敦緒でございます。農業者年金の裁定等の事務遅延について私も職務代理者としてお詫びに歩きましたので、報告の機会を与えていただきたいと思いますのですがよろしいでしょうか。
議長	はい、許可します。
30番委員	<p>それでは会長から許可をいただきましたので、農業者年金裁定申請等事務遅延に関する報告をさせていただきます。本件に関しましては、7月27日の農業委員全員協議会で委員の皆様へ顛末を報告いたしまして、今後の取り扱いについてご協議いただき、まずは緊急に会長・会長職務代理者が年金や死亡一時金の支給が滞った方々を訪問してお詫びするとのありがたいご意見を頂戴いたしましたので、7月31日から事務局長随行の上お詫びをして歩きました。お詫びに参上した中で、大変厳しいご意見を頂戴したわけですがこれは当然のことです。●●町の方からは「1年間も支給が遅れた。事務の遅れが農業委員会とは思わなかったので、JAに何度も抗議をした。使い込みをしたのではないか」という指摘、●●町の方からは「公務員がこのようなことをしているのか。これ以外にも農業委員会事務局から非常識な言動を受けた。2度とこのようなことをしないと約束できるか」、●●町の方からは「自分の所だけ遅れたのか」、●●町の方からは「地域の農業委員に話そうかと思ったこともあった」とのお言葉を頂戴したところであります。私たちはお許しをいただくため、平身低頭お詫びを申し上げたところでございます。また、お詫び後のJAさんの何らかの会合でありましたけれども、JA花巻の管理職の方から私が直接お叱りを受けました。それは、1年程前から農業者年金事務が滞っており、遠野の各支店関係者を含めて当職も農業委員会事務局へ農業者年金基金への書類の提出を急いでほしいということと、対象者に説明責任があるので経過の報告をしてほしいと何度も求めたのですが、返答は何も無かったということでありました。農協は組合という大切なお客様商売で信用第一です。年金口座の解約・口座の引き落とし・共済の解約・新規加入のお断り等直接の被害を被ることもあると言われました。また、3月頃JAを退職された若い女性の方からも組合員からの苦情が酷かったというお話も賜っております。5月になって、JAでは事は重大との認識で統括部長及び農業委員会事務局長へこの報告の電話があったことは全員協議会でお聞きのとおりであります。そのために、JAにも多大なご迷惑をおかけしたということで統括部長さんに謝罪をさせていただきました。本事案につきましては、3月に●●町の方から年金支払いの遅延の苦情があり、事務局長から会長に報告されております。この時の処置が適正に行われていればと悔やまれるところでもあります。管理・監督者はまず事務処理などに手続きミスがあった場合、まず相手の被害や損害の程度はどれくらいか、現状での対応はどうなっているのか、今後の対応はどうするのかと最低限の対応を取って、会長は速やかに総会に報告する必要があったと思っております。6月25日に事務局長から小職に現状報告がありましたので、臨時運営委員会の開催と総会へ報告することを進言いたしましたものの、何分にも我々農業委員の伝達情報が遅いと思わざるを得ません。もしかして、会長と事務局だけで事を処理しようとしたのではないかという委員からのご指摘も頂戴しております。結果的に委員への報告の遅れが支払い遅延対象者を増加させてしまったと思わざるを得なく、委員と事務局の信頼関係に疑問を感じさせる残念な結果を招いてしまったと考えています。JAを始め、全国の農業委員会系統組織に対して農業者年金への不信と農業委員会事務に対する不安を与えるなど、多大な迷惑をおかけしたこと、何よりも生活資金として年金を心待ちにしていた市民の方への支給の遅れ、実害を生んでしまったこと、これら職務怠慢と監督不行き届き、報告義務違反の誤りは遠野市農業委員会及び農業委員の信頼を著しく失墜させてしまったと重く受け止め、顛末の報告とさせていただきます。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。それでは次に報告事項に入ります。
議長	<p>【報告事項】 報告第1号職員の処分に係る専決処分についてを報告いたします。報告第1号につい</p>

ては農業者年金事務処理に係る職員の処分についての報告です。本件につきましては、市総務課と協議してまいりました。示された案について運営委員会で協議を行い、承認を得まして手続きを進めてきたところでございます。遠野市農業委員会規則では、第5条に会長の担任する事務が規定されておりまして、同条第1項第4号に職員の処分等に関することが含まれております。同条第2項の規定に基づき会長である私が専決処分をし、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものです。本来であれば事務局からの報告であります。処分者となる私からご説明いたします。別資料の報告第1号職員の処分に係る専決処分についての報告の資料をご覧ください。報告第1号職員の処分について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

(「報告第1号職員の処分について」読み上げにより記載省略)

以上でございます。なお処分の判断基準は、国家公務員に係る懲戒処分の指針における標準例に基づくもの、及び処分を受けた者については市職員の通算ということであり、遠野市で過去の事案等も勘案したところであります。また事務処理については、8月21日運営委員会の承認を得た後に、即刻関係職員に交付をいたしましたところであります。報告第1号の資料の次には農業者年金事務処理遅延について農業者年金事務処理遅延に係る経過報告を参考資料として添付しております。これらの資料については説明はいたしません。7月27日全員協議会を開催し、委員の皆様からさまざまな意見を頂戴いたしました。それ以降については会長である私と会長職務代理者で再度訪問し謝罪して参りました。関係職員の処分について追加したところで、最終顛末といたします。以上でございます。ご質問を受けたいと思っておりますが、処分に係る事項には事務局長が総務課と行っている経過もございまして、答弁については場合によっては当事者である事務局長が答弁することもございまして、ご了承いただきたいと思います。それでは、本件に関する質問等ありましたらお願いします。

22番委員
議長

はい。
22番。

22番委員
議長

22番新田です。職員の処分がされたということで、これから仕事に全うできると思っております。それから、我々農業委員も職員と同様に市の予算から報酬を貰っている立場であり、職員が処分されたのならば会長も処分されてしかるべきなのではないでしょうか。会長はどういったお考えなのかお聞かせ願いたい。

新田委員から会長としての責任という話がありました。私は会長職を責任もって全うするつもりでおりますが、かといって会長職を保守するつもりもございません。この総会の場においてどういった処分を受けるべきなのか皆さんに決めていただきたいと思います。

22番委員

それは会長としての立場からなのか、個人的な意見かどちらなんですか。以前から会長は総会後に発言を訂正するなどしており、私は信用できない部分があります。皆さん、会長が処分を受けないというのはどう思いますか。私だけ話してもいけないので、皆さんの意見もぜひお聞きしたいと思います。

12番委員
議長

はい。
12番。

12番委員

本件の中身を拝見させていただきました。私は今回初めて農業委員になり、流れがピンと来ない部分があります。まず公務員法に則った処分のみとありますけれども、その前に本人の自筆による顛末書若しくは始末書を添付すべきではないのかなど。はっきり言

	<p>えば、最後はこういう事は二度といたしませんという一つ意思表示があってもいいのではないかと思います。そういう物を添付してこういう場において報告した方がいいんじゃないかと感じます。民間の場合は賞罰委員会がありまして、弁護側・刑事側別れて大きな場で行います。そういう時に本人の顛末書・始末書を付けます。それを含めて、所属長がどう判断するか、減給や出勤停止等といった処分を下すわけなんですけれども、そういった物をきちんと添付すべきではないかと思えます。先ほど事務局長が言った、資質の問題それから指揮の問題もあります。そういった厳しさを追及するのであれば、一筆した物を付加してこういった場に提示するべきなのではないかと思えます。先ほどの話とは違ってくると思いますが、報告する前に本人の意思と事務局の考えを出すべきではなかったのかなと、私は思えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>顛末書については21日の運営委員会の中で、当事者である●●●●と●●●●の二人から出ておりました。運営委員会でそれを含めて討議し処分内容が決定されたということでございます。</p>
<p>12番委員</p>	<p>そうすると、会長や農業委員会事務局、我々農業委員の関係を良い方に持っていくには顛末書等を付して良いのではないかと思います。何も隠す必要はないのですから、事の顛末を見ておかなければ、2度あることは3度あるというようなことでもないかと心配もあるわけですから、会長を頂点に末端の者まで情報共有ができるような信頼関係を構築するためにも顛末書を付して出すべきではないかと思えます。</p>
<p>7番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>7番。</p>
<p>7番委員</p>	<p>7番佐々木です。今佐々木委員さんが仰ったように、顛末書を見たい委員さんもいらっしゃると思うので、時期は分かりませんが皆さんにお渡しするというのはどうなんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんが見たいというのであれば、今全員に写しをお渡ししたいと思います。</p>
<p>22番委員</p>	<p>ちょっといいですか。さっきも会長に質問しましたが、自身の責任についてはどう考えているんですか。農業委員は市の農政に携わり、報酬も貰っているいわば準公務員的立場です。公務員が不正をした場合、処分を受けた職員の所属部署の所属長も共に処分を受けると知りました。今は市長でさえも処分の対象になるのに、農業委員会の会長が処分が無いままというのはおかしいでしょう。その部分会長はどうお考えなんですか。聞かせていただきたい。</p>
<p>7番委員</p>	<p>はい。私も運営委員会に出た立場として言ってもいいでしょうか。先日の運営委員会の中でも、会長から自らの処分についての話が出ました。今まで遠野市の農業委員会の会長に罰則が出たという前例がありませんでした。今回会長の処分を決めるということになった場合、これが前例となりこれからの基準となるため慎重に決めなければならぬというご意見も出たところなんです。職員と同じく減給とするのがいいのか、他の処分がいいのかというところが正直言って分かりかねます。ですので、会長に処分を求めるとしたらどういう内容にすべきなのかどこで決めればいいのか、意見があるのならお聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>新田委員から何故会長を処分しないのかという話が出ましたけれども、私はいかなる処分を受けるつもりです。ですが、今安易に会長に処分を科すということは後々の会長・会長職務代理者にとっては相当なプレッシャーとなり、会長職に手を挙げる人がいなくなるという懸念もあります。ですが、私は農業委員の皆さんが決められた処分を受けたいと考えております。</p>

30番委員	はい。
議長	30番。
30番委員	職務代理者の佐々木敦緒でございます。運営委員会については、佐々木恵美子委員とは若干違った感触を持っております。運営委員会の一員ではありますが、会長職務代理者には事務局で事務処理をしている書類を見ることは一切ございません。会長は事務局に専用の机と椅子があります。したがって、事務事業の一切の決裁権が会長にはございます。ですので管理・監督の責任を追及されることは、私は止むを得ないと思っております。運営委員会の席で、こういった場合はどういう責任の取り方をしたらいいのか調べてくださいと事務局をお願いをしておりました。自ら提案をして甘んじることなく処分を受けるといふ姿勢を見せることで士気低下を招かない、自分のミスを認め農家の皆様からの信用を無くさないことが大切だと思った手前、事務局に調べてほしいとお願いをしました。会長が先ほど仰ったように、先例が無いということでしたけれども、誰かが作らないと先例というのは生まれてきませんから、勇気をもって、報酬の何分の1かのカット・職務代理者の辞職ということで提案をしたのですが、先例が無いということでそれ以上押し切れなかったということですのでその旨の報告をさせていただきたいと思っております。
22番委員	はい。
議長	22番。
22番委員	私は納得できません。処分の内容を皆さんで決めてくださいという馬鹿げた話はないでしょう。会長自身が自らの責任を提示したり、ミスが発覚した時点で自ら方々を歩いて報告すれば皆さんだって納得したんです。そういったこともできないのなら会長としての適性がないように思われます。3月1日、農業委員会の会長選挙で当選した時の所信表明で「農業委員会の改革と農業委員会の相互の融和を進める」そう仰いました。私も協力しようと思っておりましたが、今回の件が発覚してからの物事の進め方を見る限りそういった事がとても下手ですよ。会長としての資質を疑います。やり方によっては我々の協力も得られたでしょうが、今回のやり方ではとてもじゃないが大変なことになる。その上自身の処分も決められないようなので今私は発言しているんです。他人に言われてから行動するようでは、農業委員を引っ張っていく力などないでしょう。議会からも質問状と違った答弁をしている等聞こえてきますよ。先例がない云々の話ではなく、自ら責任を持って処分を受けるぐらいの事ができないのなら厳しい話ですが会長職を全うするなど無理だと私はそう思います。
議長	少し休憩します。 (休憩)
議長	再開いたします。皆さんにお諮りいたしますが、この議案についてはまだ時間がかかると思われるので、議事日程の後のその他の部分で話し合うことでよろしいですか。
22番委員	はい。
議長	よろしいでしょうか。では次の報告事項に移ります。 報告第2号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長から報告いたさせます。
事務局長	はい、議長。それでは報告第2号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)

議 長	<p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたします。よろしくお願いします。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたものでございます。</p> <p>1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●市 ●●●●。●●町6筆8,398平方メートル。農業経営基盤強化促進法の一部解約です。この案件については3条になります。が、議案第29号の所有権移転に通じるものでございます。</p> <p>2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町3筆35,868平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約でございます。この件に関しては新たな借人に貸し出す予定でございます。議案第30号の農用地利用集積計画についてで上程をさせていただいております。以上2件について問題なく解約が成立した旨の通知を受けておりましたのでご報告いたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関して質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p>
議 長	<p>【議事日程】</p> <p>それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与できませんので、議案に関係する委員は退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>それでは、日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に23番田中ナオ子委員、24番濱田平八郎委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。第78回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。8ページからご覧いただけます。法第3条今月計5件41,840平方メートル。利用集積今月計4件57,295平方メートル。法第4条今月計1件127平方メートル。法第5条今月計2件4,218平方メートル。適用外今月計1件2,144平方メートル。法第18条第6項今月計2件44,266平方メートルでございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第28号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。</p>

農地係長	<p>はい、議長。議案第28号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町14筆27,403.25平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。この使用貸借につきましては農業者年金受給に伴う同一条件での再設定でございます。水稻・牧草・自家用野菜の栽培をしているものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>農業者年金受給の為の使用収益権の設定については現地確認結果及び補足の説明を省略します。ただちに質疑に入ります。質問ありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第29号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第29号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町6筆8,398平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。贈与でございます。譲渡人は、市外に居住しており耕作ができないことから本家に要請し譲り渡すものでございます。</p> <p>2番、●●町6筆5,394平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲受人は経営規模拡大の為に要請し譲り受けるものです。</p> <p>3番、●●町1筆282平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。贈与です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外に居住しており耕作ができないことから本家に要請し譲り渡すものです。自家用野菜を栽培する計画となっております。</p> <p>4番、●●町1筆363平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買でございます。譲渡人は、譲受人の住宅に隣接する農地を要請し譲り渡すものです。農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、各町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
4番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>4番。</p>
4番委員	<p>17日に奥友委員と職員2名とで現地確認をしてまいりました。番号1の件ですが、場所は●●地区のほ場整備された場所です。先ほど事務局からも説明がありましたが、譲</p>

受人・譲渡人は本家・分家の間柄でして、譲渡人は教員をやっておりますが現在は退職しておりますが●●市に住んでおります。家は両親が住んでおりましたが十数年前に亡くなっており、現在は譲受人が基盤法で作付をし、適正に管理をしております。それからもう1件は国道●号線沿いの●●地区にあります。譲受人は和牛・馬の飼育・水稻等大規模な経営をしております。この物件は譲受人の農地に隣接しており、規模拡大の為に必要だということで適正だと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。次に●●町担当委員お願ひします。

22番委員 22番新田佐悦です。委員3名と事務局3名で現地を確認しました。譲渡人は●●市に居住しており、譲受人に耕作してもらえないかということで贈与した経緯でございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。次に●●町担当委員お願ひします。

30番委員 はい。

議長 30番。

30番委員 30番佐々木敦緒です。議案第29号4番については、8月17日に千葉委員と現地を確認しました。所有権移転を申請された農地は地目が畑で、国道●号線、譲受人の●●さんの宅地と農地に囲まれています。譲渡人の●●●●さんはこの畑から離れた高台に住居を構える農家で今まで自家消費野菜を栽培していたものの、高齢となり作業が難しくなったことから隣接する農地の所有者である●●●●さんに譲渡を申し入れたということでありまます。この畑は窪地になっておりまして、耕作条件が良くないことから農地の形状変更、盛土をする旨の届けを農業委員会に提出し譲受人の●●さんの宅地と畑が平らになるように盛土整備されております。周辺の農地は水路等に何ら影響は無く、むしろ今売買によって良好な農地が整うと判断いたしましたので売買に問題なしと確認したところであります。以上です。

議長 ありがとうございます。暫時休憩いたします。

議長 会議を再開いたします。4番について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 会議を再開いたします。1番～3番について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 会議を再開いたします。お諮りいたします、議案第29号は原案のとおり可とすることに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案の通り可と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第30号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農業振興係 長	<p>はい、議長。議案第30号農地利用集積計画の決定についてございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて遠野市長から提出がありました計画について意見の決定を求めるものでございます。利用権の設定各筆明細につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、認定面積、契約期間、権利の種類の種類で提案してまいります。今回は4件ありますが全て新規となっております。</p> <p>1番、●●●●、●●町 ●●●●、●●町2筆4,863平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。</p> <p>2番、●●●●、●●町 ●●●●、●●町1筆696平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。</p> <p>3番、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、●●町8筆15,868平方メートル、5年間の使用賃借権設定です。</p> <p>4番、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、●●町3筆35,868平方メートル、6年間の賃借権の設定です。いずれも計画に問題はないと判断しております。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
25番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>25番。</p>
25番委員	<p>参考までにお聞きしたいのですが、1番の中間管理機構との賃借で貸人が●歳と高齢の様ですが、契約期間途中で貸人が亡くなって代替わりした場合、一度解約をして再度契約し直すんですか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
農業振興係 長	<p>はい、議長。本件につきまして、貸人が途中で亡くなった場合ですが、相続権を有するということから名義が変わっても契約は有効ということです。相続後、改めて契約をし直したいということであれば適宜対応していきたいと思ひます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。他に質問ありませんか。</p>
1番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>1番。</p>
1番委員	<p>1番菅原です。4番について聞きたいのですが、●●の●●●●から●●●●というのはかなり距離があると思うのですが耕作可能なんですか。確認をしておきたいと思ひます。</p>
農業振興係	<p>はい、議長。本件については受付の際に●●●●さん・●●●●さん双方から聞いて</p>

長	<p>おりますが、●●●●さんの方からは●●から●●●に通って耕作できるということで書類上はできるということになっております。菅原委員が仰ったように距離が遠いということがありますが、本人ができるということで担当地区の農業委員さんと確認をして上程をしたところでございます。</p>
30番委員	<p>はい。30番佐々木敦緒です。この件に関しては農業委員として私が入っておりますので説明をさせていただきたいと思っております。この●●●●さんの土地は、●●●●の●●●●さんの息子さんが経営基盤強化促進法で借りて草を取っていた所なのですが、震災に伴い福島へ行っているということで管理ができず荒れてきているので管理してくれる方を探していたところでした。今●●●●で●●●●●●●●●●を展開している●●●●という会社が進出を始めており、●●●●で一時転用で太陽光パネルを設置する場合に必要な8割の日射量と8割の牧草の確保をクリアするため、試験地としてこの場所を求めて5年間ほど調査をしていたということで、実際に牛1頭と羊10頭を使用するという●●さんの方から貸し借りの相談があったところでございます。●●町から遠いということでしたが、●●さんの所には以前乳牛を飼育していた関係で牛舎もありますし管理棟もあります。土地を買った時にはパドックと畜舎がいいということでしたが、泊まり込みでも管理をすると仰っていて既に3人の職員態勢で来ております。間違いなく管理がされていると判断いたしました。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認めて質疑を終結いたします。お諮り致します、議案第30号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆127平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。転用目的については一般住宅の建築でございます。申請人につきましては●●家族と8人で同居しておりますが、住宅が手狭になったため隣に新たに一般住宅一棟を建築しようとするものです。所有している宅地では面積が不足するため、宅地に隣接している農地の一部を分筆し併せて276.78平方メートルとして建築を計画したものです。用水につきましては上水道、雑排水につきましては浄化槽で処理し道路側溝へ放流、雨水につきましては浸透枡で処理し放流する計画でございます。場所につきましては●●●●から●●●●方面に●●メートル程進んだ右側でございます。住宅が立ち並んでいる地域となっております。申請地は旧国道と線路に挟まれた農家集落の中の農地であり、農地区分につきましては第2種農地と判断しております。第2種農地の転用は原則不許可でございますが、隣接する宅地と同一事業で住宅等で集落に接続して設置されるものでございますので、例外規定の適用により転用に問題はないと考えております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員からの現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員。</p>
7番委員	<p>はい。</p>

議 長	7番。
7番委員	7番佐々木です。場所と申請人の状況については今事務局の方からご説明があった通りです。登記は田になってますが、水の取れないような状況の所でありまして現在は畑として自家消費野菜等を作っている状況でした。転用には何ら問題が無いと思います。
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。議案第31号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆4,003平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●●●郡 ●●町 ●●●●。資材置き場兼駐車場としての売買でございます。譲受人は、■■■■■■■■■■の増加による事業量増加に対応するため従業員を増やし事業拡張をしていますが、資材置き場や駐車場が不足しているため隣接する農地を転用し既存施設を拡張しようとするものでございます。資材は碎石コンクリート側溝を保管、駐車場としては舗装工事用重機6台・2tトラック2台・10tトラック5台・従業員の通勤車両19台の計画でございます。被害防除といたしまして、碎石の流出防止には擁壁を設置する計画ですし、飛散防止・侵入防止といたしましてフェンスを設置する計画でございます。場所につきましては、●●●●の西側となります。●●●●の既存施設が8,306平方メートルで今回の計画面積につきましては2分の1を下回るものでございます。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり拡張面積が既存施設の2分の1であることから転用に問題はないものと考えております。</p> <p>2番、●●町1筆215平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。住宅進入路の道路としての売買でございます。譲受人は宅地進入路として利用してございまして、追認許可を求めるものでございます。経緯につきましては昭和●年に■■■■■■■■■■により道路路面が住宅より高くなったため、補償工事において宅地進入路が敷設され利用してまいりました。自家用車や農業用機械が通る際に幅員が狭く不便であるため、本年5月に拡幅を行っております。今般隣接する畑の所有者からの要請により畑を買い受けることとなり、手続きの為に公図を取り寄せたところ進入路がこの畑の一部であると認識したものでございます。進入路が農地である認識が無かったもので、申請者は転用許可を受けずに利用していたことを反省してございます。仮に当地を現状復旧した場合につきましては、他の宅地進入路が無く支障が出ることから追認となりますが分筆登記をし5条申請が出されたものでございます。申請地につきましては高低差がある国道と宅地に隣接する小面積の農地であることから、農地区分につきましては第2種農地と判断いたしました。第2種農地は転用は原則不許可ですが、申請地が変わる適地が無いことから代替性がないと判断し転用に問題はないものと考えております。</p>

議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。1番について質疑ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮り致します、議案第32号は原案の通り可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案の通り可と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第33号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。</p>
農地係	長	<p>はい。議長。議案第33号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、申請人、●●町 ●●●●。●●町4筆2,144平方メートル。申請地につきましては、昭和●年に杉を植林し現在に至っております。杉につきましては直径40センチを超える物もあり、利用状況につきましては山林でございます。発見したきっかけとなりますのは、農業者年金受給に伴う使用貸借の更新手続きのため農地を整理・確認していたところ、植林しており既に農地ではない状況にしていたということを把握していたため適用外証明願が提出されたものでございます。手続きを怠っていた理由といたしましては、植林をする場合に農地法の転用手続きの申請が必要であることを認識していなかったものでございます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明をお願いします。●●町担当委員をお願いします。</p>
26番委員		<p>はい、議長。</p>
議	長	<p>26番。</p>
26番委員		<p>17日に担当委員2名と事務局の2名の4名で現地を確認させていただきました。場所につきましては、●●●の1番奥ということで●●●●●の裏になります。現地については周りは杉林になっており、我々も現地確認の際に境界が分からないほどに林となっております山林と確認しました。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑</p>

	に入ります。質疑ございませんか。
30番委員	はい、議長。
議長	30番。
30番委員	30番佐々木敦緒です。この議案第33号は、議案第28号で提案されている方と同一でありまして、農業者年金受給に伴う貸し借りの更新をしております。65歳で受給をするのに月日が合わないところもありますけれども、農業者年金の経営移譲年金だと思いますけれどもその当時から20年以上経過しているということは、移譲をしたものの耕作がされていなかったということで理解してよろしいんですか？
農業振興係長	はい、議長。
議長	事務局。
農業振興係長	農業者年金でございますが、受給する段階においてももうすでに農地ではないもの、山林等を経営移譲していると確認いたしました。ですので、当地については経営移譲分からは外れていると判断いたしました。
30番委員	関連して質問させていただきますが、今の回答では分かりかねるのですけれども、経営移譲の場合は高い年金になります。したがって、耕作をしなければならない条件が付くはずですが。10年以上経過してますから今は問題ないのですけれども、毎年現況届を出す時点で気が付かなかったのかなと思うんですが、そこはお分かりですか。
農業振興係長	はい、議長。
議長	事務局。
農業振興係長	申し訳ありません、気付きませんでした。
30番委員	質問はさせていただきましたけれども、10年を経過しているものについては問題から除外されていると思っておりますので適用外の件については私は理解いたしました。
議長	その他ありませんか。
議長	それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第33号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第33号は原案の通り可と決しました。
議長	【その他】 それでは、その他・連絡事項をいただきましたら1回休憩を取りたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。それでは連絡事項をお願いいたします。
農業振興係長	はい、議長。お手元の封筒に入れられている物についてご説明を申し上げたいと思います。まず、9月30日に北上市で行われますブロック別研修会のご案内について文書を出させていただいております。期日がありますので出席報告をお願いしたいという旨の文書でございます。なお、これは毎年全員参加となっておりますのでご理解の程よろしくをお願いいたします。次に、パソコンの農業簿記の講習会でございます。9月8日でございますが、これについては希望される方は直接申し込みの方よろしくお願いたし

	<p>ます。次に、8月27・28日の県外研修に参加される方だけに入れてございますが、県外研修の簡潔にさせていただいた資料を入れさせていただきました。乗降場所・部屋番号等記載させていただいておりますが、禁煙室を割り振らせていただきましたが変えたい場合は事務局までお知らせをお願いしたいと思います。なお、この資料はご自宅等で見ていただき当日改めて資料を配布させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、負担金については本総会后参加する方々から集めたいと思いますのでお願いいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。皆さんから連絡事項はありませんか。それではただいまから10分間の休憩に入ります。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>それでは時間ですので再開いたします。皆様の方に顛末書が届いていると思います。ここで●●●●と●●●●さんより謝罪の言葉がございます。</p>
農業振興係 長	<p>はい、議長。この度は農業委員を始め、農業者年金の受給者・関係者・市民の方々、多くの方々に多大なるご迷惑をおかけし、本当に申し訳ございませんでした。ここまで問題が大きくなってしまっ自分としてどうしていいか分からなくなってしまった時期もございました。局長・会長ご指導の元、農業者年金が皆様のお手元に無事届くようやっているわけですが、私も勉強し直しております。皆様のご協力の元でやっていきたいと思ひます。本当に言い尽くせないほどのご迷惑をおかけし本当に申し訳ありませんでした。これからきちんと年金事務等自分の仕事にきちんと向き合いたいと思ひます。本当に申し訳ありませんでした。</p>
事務局 長	<p>続きまして、事務局長である私の方から謝罪をいたしたいと思ひます。先ほど●●副主幹の方から今回の件についてお詫び・謝罪がりましたが、担当職員だけではなく監督者である私の管理不行き届きも大きな一因となっていると反省しているところでございます。今回処分を受けました。これを重く受け止めまして、今後このような事が無いように、また職員の管理・指導をきちんとやっていきたいと改めて反省をするところでございます。なお、今回の事務遅延につきましては事務方の一方的な責任であると痛感しております。このような事を二度と起こさないよう気を引き締めましてやっていきたいと思ひます。農業委員の皆さん、受給者の皆さんご迷惑をおかけしまして大変申し訳ありませんでした。</p>
議 長	<p>それでは先ほどから出ております、会長の処分についてですが事務局長の発言を求められておりますので、これを許可します。</p>
30番委員	<p>30番佐々木敦緒ですが、事務局長は今回の処分の対象者であります。この案件についての発言については、今回は局長は控えるべきだと思います。局長を補佐している次長がおりますので、次長の方で発言すべきではないでしょうか。</p>
議 長	<p>この件につきましては事務局長が総務との協議を行っておりますが、局長ではなく次長の方がよろしいでしょうか。</p>
7番委員	<p>私も職務代理と同じ意見です。局長ではなく次長がやるべきだと思います。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開いたします。</p>

15番委員	はい。
議長	15番。
15番委員	<p>15番佐々木です。おそらく、新田委員さんのお気持ちは今回の事の重要性を考えた時に、農業委員会を代表する会長は反省も含めてそれでいいのかということだと思います。ただ難しいのは、どの規定を該当させて会長の処分をするのかと。これが市職員であればはっきりしているんですよ。ですから、会長や職務代理がこういう処分を希望したとしても我々がこうしようという事はできないんですよ。基準がはっきりしたものがあれば、この次に何か起こった場合に前回はこう処分した。今回は変わってこうしますということになれば、会長や職務代理に対する処分が基準の無いものに従って進んでいくこととなります。ですから事務局長にお聞きしたいんですが、農業委員会の会長の位置づけが市職員と同じではないと思うんです。基準をしっかりと上で進めないと、曖昧なものになるでしょうしかなり危険性も含んでいるとそう思います。ですから、安易にこういう処分を希望しますからそう決めましょうとはいかないと思います。はっきりした基準を設定したのであれば、それに沿って処分はできます。ですがそれが無いと思うんですよ。ですから、今までもこういった処分ができないでいたんだと思います。事の大小は別としてですよ。そういう事を市の方でも今後心配されるのではないかなど。まず1つは、会長は発覚した時期にすぐ対応すればよかったのですが、それが遅れたということは大きなミスだと思います。しかし、それがイコール市の職員に準じた処分になるのかどうか。その辺はやはり慎重にやらなければ、今後汚点を残す危険な状況を生じるとそう思っております。その辺を何の規定に合わせて処分をするのか、希望してできるようなものではありませんから、これをはっきりしないとおそらく何時間費やしたところで結論は出ないと思います。私は入ったばかりなものですから、内容や様々な基準もよく分からないままお話しけれども、まず規定があるのかないのか。それを教えていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	それでは、農業委員会としての規定の部分について、事務局長説明をお願いします。
事務局長	<p>はい。我々職員の処分については、報告事項でも説明をいたしました。国家公務員の人事規定と遠野市の過去の例等を鑑みまして総務と協議していくという流れになっております。皆様は非常勤特別職という立場でございまして、非常勤特別職の報酬の支払い等につきましては審議会が市で行われております。先ほど報酬カットというお話も出されておりますけれども、総会やその他農業委員会の会議の場においては報酬カット等は決められません。また処分についても、我々地方公務員に準ずるような処分の方法とは違うということでございます。</p>
30番委員	議長。
議長	30番。
30番委員	<p>30番佐々木です。今の解釈は間違っているのではないかと思います。私どもは非常勤特別職、地方公務員法は該当しません。よって、裁かれないというよりも事務局職員が私たちに処分するというのはできないわけでありまして。農業委員会は独立した行政機関であります。したがって、処分と任命も農業委員会で行うということになっておりまして、市長がこうやった方がいいのではないのかというのは越権行為に当たると私は考えております。今までも、市長部局からこうしろと指示を受けたことはありません。むしろ、農業委員会の運営委員会で処分の内容を協議して会長から処分をいただく。それを総務へ報告するというをやっております。何故報告をするのかということ、人事交流をして農業委員会の職員ではありますが市の職員であるということに変わりはないわけですし、市の担当部局総務部へこういう処分をした、重すぎる軽すぎるというご意見はありましたけれどもそれに介入をされたことはありません。今回、処分に当たって前例等を知るために局長が総務部へ指導を仰いだということでもありますけれども、最終的</p>

	に処分者は会長名ですのでこの辺を誤らないことが必要かと思ひます。特別職の私たちであります、職員の不祥事があった場合は市長が市民に対して多大なる迷惑をかけた、市の信用失墜に繋がるということで、ご存じのように市議会へ自ら処分内容を提案します。市議会で可決されればそのまま提案どおり処分になり、否決されれば何もないとなるわけであり、それを鑑みますと、私たちは自らの責任を自ら感じ取って事務局へ相談をして、議案として総会へ提案してご判断をいただくというのが本来あるべき姿ではないかと思ひまして、若干相談をいたしましたけれども、先例がないということからあまり議論をされてこなかったということであり、難しくしてしまいましたが、そういう事なのかなと判断したいと思ひます。
議長	その他ございませんか。
22番委員	はい。
議長	22番。
22番委員	この会議をやっている中で私なりに考えたことがあります、処分云々よりも会長の姿勢が疑問でした。この件については今日で終わることを期待しておりました。事務遅延で迷惑をかけた29名の方々に対して、会長にも責任があると思ひます。会長として円滑な運営ができず、管理能力も欠落していると思ひております。皆さん質問がありますか。なければこのまま私が続けますが、皆さんに聞いてもらえませんか。
議長	今新田委員から、会長としての資質が欠落していると厳しいご意見をいただきました。私は農業委員会をまとめるために一生懸命がんばっているつもりですが、皆さんの受け止め方がそれぞれ違うと思ひますが、それについては忌憚りの無いご意見をお寄せいただきたいと思ひます。ご意見のある方はおりませんか。
14番委員	はい、議長。
議長	14番千葉委員。
14番委員	14番千葉です。議長にお願いがあります。関係職員の退席を求めたいのですが。
議長	今は会長のことについて話しているんですが、それでもですか。
14番委員	それも含めてです。
17番委員	失礼ですが、それは議長判断でお願いします。
議長	それでは退席を願ひます。
14番委員	議長には感謝申し上げます。それでは、運営委員会の関係なんですけれども、8月21日に運営委員会を開催しているようですが、その段階で処分案が出されて協議したということよろしいですか。
議長	はい。
14番委員	1ページ目ですが、●●●●●の処分理由の3番なんです、平成●年に戒告処分を受けているとあります。そのことは運営委員会の方にも示されているんでしょうか。
議長	はい。
14番委員	処分内容が軽い、重いということではなく、以前にもこういう処分を受けてここまで

	<p>来ていると。さらに平成25年度からということですので、現会長だけではなく前会長にも話が及ぶんです。会長の処分云々は私には分かりませんが、処分内容がこれで正しいのが運営委員会でどのような協議をされたのか、教えていただきたいです。</p>
議 長	<p>この平成●年度の件については、農業委員会ではなく市の方で戒告処分を決めたものです。前回の部分も含め、総務と協議した結果、給与の10分の1のカットということで決めました。</p>
14番委員	<p>すると、この平成●年はあくまで戒告処分だけで減給処分は無かったということでしょうか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
14番委員	<p>こう言うのはなんですが、先ほどから話題に上がっている会長の責任をどう取るのかということになるわけですが、それはこの場で決定はできないと思います。あくまで、会長さん・職務代理さんそれぞれに考えがあって、私はこう進めたい、こうしたいという話をしてもらっただけでいいと思います。ですから、減給関係なく職員には処分をした。私はこのまま進めていく、こうしたい等の決意表明をしていただければ、別に大きく話題として取り上げるべきではないと思うんですが、会長のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>今は皆さんの考えをお聞きしたいと思います。私がこうしますと言ったところで、皆さんがやはり処分をすべきと考えている方もいらっしゃるかもしれませんので。</p>
15番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>15番。</p>
15番委員	<p>15番佐々木幸悦です。私が先ほどお話しした内容の一部に、市の公務員たる職員の処分がこの内容で、われわれ準公務員が処分を受けるとなれば誰が決めるんですかという話になるんです。市長がやるわけではないですし、その辺を考えて話し合わないと、こう処分した方がいいとか処分を決めてくださいとか、ここはそういう話題を議論する場所ではないんです。ですから、千葉委員さんがお話したとおり会長や職務代理が自ら決意表明をすればいいと思います。今後も大なり小なりこういうことが起きた場合に、基準がはっきりしないものを、その都度話し合っていくのはおかしいですよというのが私の考えです。本来市の職員がきちんとやるべきものを怠ったということで、直属の上司も訓告処分を受けているわけですから、我々の立場とすればそれに等しいとかそれ以上のものという事ではないんですよ。ですから、いくらこの場で話し合っても進展しないと思います。その辺を皆さんがご理解いただければいいのではないかと。確かに会長の対応はまずい点もありました。それは今後の反省材料として、お互いにしっかりやっていきたい、そういうことしかないんじゃないかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>先ほどから皆さんからご意見を賜っておりますけれども、会長自ら処分を発表した方がいい、あるいは先例がないことであるから会長としての決意を発表した方がいいというご意見もありますが、以上で質問等を打ち切ってよろしいですか。</p>
議 長	<p>それでは暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開いたします。皆様からいろいろなご意見、叱咤等ありましたけれども、会長としての責任・決断能力の無さ等ご指摘いただきました。今後そういったことが無いように努力をしてまいりますつもりですが、この問題についてはさっそく運営委員会を開催し皆さ</p>

	んにお示しをしたいと思いますが、いかがでしょうか。
14番委員	すみません、一つだけよろしいですか。確認させてください。運営委員会が最終決定機関なんでしょうか。総会が最終決定機関なんでしょうか。
議長	運営委員会で、総会に提案をさせていただきます。
18番委員	要するに案を運営委員会で提案するんですよね。それを総会にかけて決まるということなんじゃないでしょうか。
14番委員	私が言いたいのは、運営委員会が処分内容を決めたんですよね。総会の場で処分が決まったわけではないんですよね。
議長	そうです。それは専決処分になります。
14番委員	分かりました。
18番委員	18番阿部です。お願いですが、運営委員会で協議した内容を報告してもらった方がより分かりやすいと感じましたので、今後教えていただきたいと思います。
議長	分かりました。
12番委員	はい。
議長	12番。
12番委員	12番佐々木です。先ほど始末書・顛末書を農業委員の皆さんに配付してほしいと言いました。中身を見ましたが、始末書・顛末書の書き方が少し違うのではないかと感じました。あくまでも顛末書というのは反省を含めたものを書きます。二度とこのようなことはいたしません等の言葉が一言も入っていない、経過説明はいいんですが、今後の対応の仕方については一向に入っておりません。これでは、例えば裁判官に提出するとしたら裁判官はどのような決断をしたらいいのか分からないと思います。ですから、会長は誠意の意を正して厳しいものを要求してもよかったのではないかと思います。民間ではこういうものは取りません。本人がどういう意思を持っているのか、もう少し厳しく確認すべきだったのかなと。参考までに申します。
議長	ありがとうございました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	再開いたします。皆さんの元には始末書・顛末書をお配りしておりますが、これの取り扱いには十分に気をつけていただきたいと思います。以上を持ちまして、第78回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。
	午後4時00分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 23 番 _____

同 24 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____